



新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。

今年は事務所を創立して10周年の年になります。100年続く企業を共に創る、を我々の存在意義、目標としてさらに尽力していきたいと思えます。引き続き皆様のご支持をいただけますと幸いに思います。

さて、今回のお正月の写真ですが、いかがでしょうか。我々は東京の銀座に事務所を構えておりますが、依頼者様は全国各地におられます。近時では海外の企業様からの問い合わせも増えてきました。この銀座の地から日本全国ひいては世界へ飛躍できるような事務所になるための礎になる年にしたいとのイメージで写真を作成してみました。皆さまの新春の話題にさせていただけますと嬉しく思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

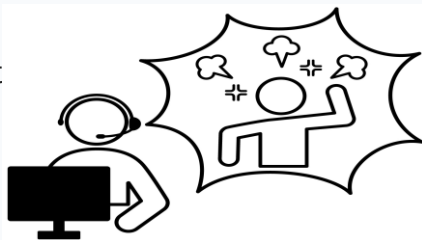
代表弁護士 森 大輔



弁護士コラム「東京都カスハラ防止条例」

令和7年4月1日から、東京都カスタマー・ハラスメント（カスハラ）防止条例が施行されます。この条例によると、カスハラとは「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するもの」です。例えば、お客様が長時間の居座りや電話等で従業員を拘束する、従業員へのわいせつな言動や行為・つきまとい行為をする、SNS等において従業員の顔や名札を撮影して晒す・名指しして中傷する行為が該当します。他にも、身体的・精神的な攻撃、威圧的言動・土下座の要求、執拗な言動や差別的・性的言動、個人への攻撃や嫌がらせ、過度な商品交換や金銭補償及び謝罪の要求も「カスハラ」に該当する可能性があります。このようなカスハラは、商品やサービスの向上に役立つクレームや苦情とは異なって、従業員の心身を不当に傷つけ、会社に損害を与えます。しかし、この条例はカスハラ防止の啓発に重点を置いた罰則のない理念型条例であるため、この条例が施行されたからといってカスハラ問題がなくなるわけではございません。それゆえ、会社は、カスハラ被害から従業員を守るため、しっかり対策しておくことが重要です。

具体的には、会社として、カスハラの判断基準・対応手順、相談窓口等を予め決めて「カスハラ対策マニュアル」を作成し、従業員に周知します。そうすると、従業員がいざカスハラに遭遇した場合、安心して毅然と対応したり速やかに窓口へ相談できるので問題の深刻化を防ぎ従業員が心身共に疲労困憊することを避けることができます。カスハラ対策につきましても、お気軽に弊所へご相談ください。



弁護士コラム「下請法違反」



資本金が1千万1円以上の会社が、他社や個人事業主に、物品の製造、修理、システム開発、プログラム制作等を発注したい場合、下請代金払遅延等防止法（下請法）に要注意です。「下請法」とは、親事業者（発注者）と下請事業者（受注者）間の取引において、公正な取引を確保して受注者の利益を守るための法律です。そのため、**受注者を保護するために、発注者には書面の交付、書類作成・保存等4つの義務**が課されております。さらに、発注者による不当な受領拒否や返品、下請代金の買いたたきや減額等11の行為が禁止されており、たとえ受注者の了解を得ていても、また、発注者に違法性の意識がなくても、これら11の禁止行為に該当する場合は下請法違反となります。発注者が下請法に違反した場合、公正取引委員会から、それを取り止めて原状回復させること（減額分や年率14.6%の遅延損害金の支払い等）を求められ、再発防止措置を実施するように勧告、さらには会社名公表されます。勧告に至らない事案でも改善を強く求める指導が行われており、取締りが厳しいです。他方で、下請法違反が社内で発覚した時点で自発的に違反行為の申出をすべく顧問弁護士が「意見書」を提出した会社は、公正取引委員会から一定事由を認められて会社名公表等を回避できております。

したがって、下請法が適用となる契約の際は、下請法に適合する契約書・発注書等の作成チェックと合わせて継続的でこまめな法律相談も重要です。

下請法が関わる契約につきましても、ぜひ弊所に御相談ください。

下請法が関わる契約につきましても、ぜひ弊所に御相談ください。

「顧問先様 プロバスケットチーム アースフレンズ東京Zの近況」



昨年10月に開幕しましたリーグ戦。今シーズンは、毎試合粘り強い戦いばかりで、目が離せない熱い状況が繰り返されており、ホームグラウンドであります大田区総合体育館が、改修工事のため使用できず12月末まで遠征続きだったのですが、いよいよホームグラウンドに帰ってきました。

今年事務所では、横断幕を作り、応援をしています。

1月からは大田区での試合が多く、アクセスも良いので、ぜひ足を運んでみてください。その際は、会場のどこかに、弊所の横断幕がありますので、見つけてくだされば嬉しいです。

「2025年2月開催 セミナーのご案内」

下記の日程で社会保険労務士様対象のセミナーを開催いたします。

タイトル「**団交トラブルを回避！円滑なユニオンとの交渉術 ～初動対応や注意点についての解説～**」

日時 **2025年2月18日(火)18時30分～19時30分 20時～懇親会**

場所 **南海東京ビルB2会議室**

詳細とお申込みは、右記のQRコードからお願いいたします。



「取材記事掲載のご報告」

・日経ビジネス(2024年11月4日号)に森弁護士のコメントが掲載されました。

今年10月の景品表示法の改正の目玉である確約手続きについてコメントが掲載されました。

「確約手続きで済めば、企業価値の著しい毀損までは防止できる可能性はある」とコメントしました。

・週刊文春(2024年11月14日号)に森弁護士のコメントが掲載されました。

「ミシュラン2つ星店で高級ガニ偽装騒動」について、景品表示法や不正競争防止法に違反という観点からコメントを述べました。ブランドガニのタグを不正につけていたのが事実であれば、景品表示法違反に、また、より積極的に客を騙したとという悪意性が認定されれば詐欺罪になる可能性を指摘しました。

・週刊文春(2024年10月17日号)に岡井弁護士のコメントが掲載されました。

ドクターシーラボ社が販売するしわ改善の商品(医薬部外品)の広告表示が、薬機法及び景品表示法に違反する可能性について意見を述べさせていただきました。医薬部外品における有効成分については、認可を得る必要があります。ところが、同商品の広告には、有効成分の認可を得ていないレチノールを前面に押し出し、「薬用純粋レチノールゲル」等と宣伝しております。この点について、薬機法や景品表示法で規制されている誇大広告にあたる可能性について指摘させていただきました。

「顧問先様 20周年記念パーティー」

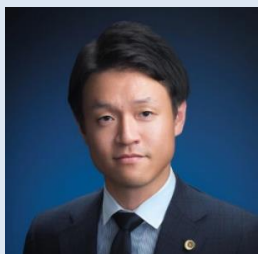
11月初旬、弊所顧問先様、グエル・パラッショ様の事業のひとつであります解体マッチングサービス「解体サポート」部門の20周年記念パーティーに参加させていただきました。「解体サポート」とは、家の建替えや土地を売りたい時にお世話になる解体業者様を紹介してくださる日本初のポータルサイトです。いざ解体したい、と思っても、良い解体業者を見極めることがとても難しい、また多くの業者に見積もりをとらなくてはならない、そのような問題が発生しがちですが、そんな時「解体サポート」は、スムーズに解体を依頼できるようサポートしてくださる強い味方です。

立ち上げから現在に至るまでの道のりを拝聴し、社長をはじめ社員の方々の熱い思いが伝わってくるととても素晴らしいパーティーでした。

お宅やビルの建替え等のご予定のある方は、ぜひ「解体サポート」と検索してみてください。



近況報告



弁護士の岡井です。久しぶりの近況報告ですね。最近の夜は帰ってから少しランニングをするようになりました。というのも、最近ワイシャツのサイズが小さくなり、ネクタイをするときに首が閉まらなかったです。最近ベストも着られておらず、着ていた時は事務所のみみなからチョッキチョッキ言われてたのですが、最近言われなくなってしまいました。さみしいばかりです。

また、ランニングをしながら自宅の近くのお店をみるのですが、最近の新発見は昭和の音楽だけを取り扱っているカラオケ居酒屋さんです。令和の時代にこんな新しいお店ができたのかと驚くと共に、森先生や事務員さんが好きそうだな～と思いながらランニングを楽しんでいます（ただ、いつ見ても人がいないので入りにくさ満載です（笑））。

そんなこんなでランニングをしておりますが、これから寒くなってくるので続けられるか自信がないです。ただ、スーツのサイズが合わなくなるのは死活問題なので、なんとか頑張って続けたいと思います。



弁護士の久保です。先日、初めてスカイツリーの展望台へ登ってまいりました。

東京生活が始まってから、ソラマチやその周辺へは何度も訪れていたものの、「いつでも行ける」と思っていたため、これまで登る機会がありませんでした。

観光気分ではなく、普段から馴染みのある街を上から眺めるといのは、どこか新鮮で貴重な体験でした。今回は夜景を見にいきましたが、次回は明るい時間に登り、また新たな発見ができたと思います。



事務局の町田です。先日仕事帰りにとあるアニメの映画を観に行きました。元々テレビ版でアニメ化していたものを大スクリーンで上映するというだけのもので、既に何度も鑑賞済みの作品でしたが・・・迫力がまるで違いました！人がばったばたと倒れていく様は圧巻でした（あくまでもアニメの話です）。年甲斐もなく何度も号泣してしまいました（笑）

妙にすっきりして（顔は酷い顔だったと思いますが）感動して帰路につきましたが、帰りの混みあった電車の中がみんな密集した巨人に見えて一人笑えた一日でした。もう何の映画か分かりましたか？

「森代表のゴルフ紀行」

今回は、茨城県にある石岡ウエストカントリークラブと、埼玉県にある日高カントリークラブでのラウンドを取り上げたいと思います。石岡ウエストは、私が所属する法友全期会のゴルフコンペが開催されたゴルフ場です。距離はそれほどないのですが、両サイドが狭く朝一OBも出るなど、とても苦勞をさせられました。ただ、夏場から調子良かった残りで、何とか90台前半で回ることができました。徐々に調子がおかしくなってきたからの日高カントリークラブですが、こちらはもう散々でした、グリーンも早く全く対応できません。スコアも最終ホールで大たたきしてしまい踏ん張り切れずに100を叩いてしまいました。

やっぱりそろそろ練習をしないといけないと思うラウンドでしたが、いつもメンバーに恵まれてスコアに関係なく楽しくゴルフができることに感謝です！

